

令和4年10月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.18



10月といえば…

こんにちは。台風が過ぎ、随分涼しくなりましたね。

早いもので、もう10月になりました。10月といえば、ハロウィン♪食べ物ならカニ鍋やおでんなどなど温かいものが恋しくなりますね。今年は運動会などの開催も多く聞きます。楽しい10月を過ごしましょう(^O^)

10月より年末調整の資料をお持ちさせていただきます。従業員の皆様へのご案内、ご記入、資料の収集など、早期資料回収にご協力をお願い致します。

季節の変わり目は体調を崩しやすくなります。

皆様どうかご自愛くださいませ(*^-^*)



アークグロー・パートナーズ税理士法人の取り組み

第3弾

当税理士法人では月次顧問サービスの一環として様々なサービス提供を行っております。

今月ご紹介するのは『事業承継対策』です。

【事業承継対策】

少子高齢化により、経営者の高齢化が進む一方で、親族内に後継者がおらず後継者不在を理由に廃業を選択する企業が増えています。親族内承継の減少に伴い、親族外承継（従業員承継や第三者承継）も増加しており、事業承継の在り方も時代とともに変化しています。

事業承継対策は時間がかかるため、早期の取り組みが重要です。

○事業承継の主なパターン

1 親族内承継

親族であることから、一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい傾向があります。また、後継者を早期に決定できることから、5~10年と言われる後継者の育成に必要な期間を確保することが出来ます。

親族内承継を進める際には、「株式売買」「相続」「生前贈与」により資産を引き継ぐ方法が一般的です。後継者や現経営者の資産状況によって、どの承継方法が適しているかを考えなければなりません。いずれの方法を取るにしても、税金面が課題となります。親族内承継を前提としていれば、早い段階から後継者を決めることができるため、さまざまな承継方法を検討した上で相続税対策や生前贈与を進めていくことが可能です。

2 従業員承継

業務に精通しているため、他の従業員や取引先などの理解を得やすく、親族内に後継者としての適任者がいない場合でも、後継者を確保しやすいといったメリットがある一方、会社の株式を取得する資金面での課題もあります。

3 第三者承継

親族内にも従業員にも後継者候補がいない場合、外部から幅広く買い手を募り、第三者に事業を譲渡する「事業引継ぎ」という方法があります。

「事業引継ぎ」通称『M&A』は、弊社に提携先がございますのでご相談下さい。

《後継者への生前贈与》

株式売買による承継のメリットは、株式の売買を生前に行うため複雑な相続問題が発生しにくく、他の相続人とトラブルになることを未然に防げるなどの利点があります。一方でデメリットは事業承継にかかる資金をまとめて用意しなければならない点や適切な株価算定の必要がある点です。

本来の価格より安い価格での売買を行った場合、本来の価格との差額部分は贈与として取り扱われます。このため、別途贈与税の負担が求められるため、注意が必要です。

なお、中小企業で売買時の適正価格を算出する際には、税法上の評価を使います。また、株式を譲渡した経営者は株式の売却益に対して所得税・住民税がかかりますが、この他に税引後の手取り現金が相続財産を構成しますので、別途相続対策を検討する必要があります。



毎年決算時に自社株評価を行い、贈与計画、贈与税のご相談等をさせていただきます。

税務報酬 20,000 円/月～。贈与税申告書作成報酬含む。

気になる方はお気軽にご連絡ください。

◇申告書の提出期限

提出月	10月	11月	12月
確定申告	8月決算	9月決算	10月決算
予定申告(年1回)	2月決算	3月決算	4月決算
消費税(年3回)	11月、2月、5月決算	12月、3月、6月決算	1月、4月、7月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人

Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】 〒524-0042

滋賀県守山市焰魔堂町 121 番 1

TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474

【東近江市】 〒527-0021

滋賀県東近江市八日市東浜町 5 番 39 号

TEL 0748-23-1039 FAX 0748-23-6717